

平成 25 年 11 月 26 日  
厚生労働省保険局医療指導監査室

淀川キリスト教病院からの報告内容に関する検討（調査）

- 事案の全体像の把握のため、事案の詳細、原因の聴取（病院の関係者 4 名）、個々の患者名及び個々の患者に係る請求金額の調査・確認。
- 上記調査等を踏まえ、報告内容の分析を行い、事案の悪質性の有無を検討。
- 当該医療機関における返還作業に係る進捗の確認。

平成 25 年 11 月 26 日  
厚生労働省保険局医療指導監査室

### 近畿厚生局における情報提供案件について

近畿厚生局（2府5県）における情報提供案件の内、平成25年10月31日現在で結論が出ていない調査中のものの件数。

- 2010年10月以前に情報提供があったもの・・・・・・・・・・4件
  
- 2010年11月から2012年11月までに情報提供があったもの・・122件  
(122件の内訳)
  - 2010年11月～2011年10月 28件
  - 2011年11月～2012年11月 94件

平成 25 年 11 月 26 日  
厚生労働省保険局医療指導監査室

近畿厚生局（2府5県）における医療機関  
に対する指導部門の人員体制について

事務官	116人
技官	17人
合計	133人

（平成 25 年 10 月 1 日現在員）

2013年(平成25年)11月24日(日)

毎日

### 近畿厚生局

# 診療報酬不正3年放置

## 大阪の病院 1500万円受給

国内で初めてホスピス医療を導入した淀川キリスト教病院(大阪府東淀川区、渡辺直也院長)が2005年10月〜07年6月、赤あざをとる保険適用外のレーザー装置を使って患者延べ500人以上を

治療し、診療報酬計約1500万円を不正受給していたことが分かった。保険適用外のため、治療費は本来、患者の全額負担だが、一部が保険料から支払われたことになる。病院は10年8月に不正を把

握し、厚生労働省近畿厚生局に届け出たが、同局から指導や報酬返還の指示はなく、3年たった現在も放置されている。

レーザー装置が古くなり、機種「Vビーム」を米国から輸入、同科の責任者だった男性医師が治療に使用、保険適用とされていた旧装置での治療と同様、診療報酬を請求。電子カルテや診療報酬明細書(レセフ

ト)には、使用装置の記入欄はなかった。10年7月、Vビームが保険適用となったのを機に病院が過去の請求を調べて不正が発覚。同年11月に近畿厚生局に報告した。同局担当者は病院から聞き取りをしたが、指導や監査、各健康保険組合などへの診療報酬の返還は指示しなかった。

近畿厚生局指導監査課は「一般論としては指導の対象となる」としている。

【吉田卓矢 杉本修作】

平成25年11月26日

厚生労働省保険局  
医療指導監査室

保険医療機関等に対する個別指導の実施状況について  
(平成13年度から平成23年度までの個別指導実施数累計)

保険医療機関等数(平成23年4月現在)	219,287
個別指導実施数(実施率)	45,275 (20.6%)

※1 医科(病院、診療所)、歯科、薬局の合計数

※2 上記の外、新規指定後に実施する新規個別指導が71,681件ある。

平成25年11月26日  
厚生労働省

## 高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する進捗状況

### 1. 「高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会」について

- 先日（10月31日）に滋賀医科大学が調査結果を公表
- 名古屋大学及び千葉大学についても調査結果の公表準備を進めていると聞いている。
- これら三大学の結果を踏まえ、年内にも開催することとしたいと考えている。

（医政局研究開発振興課）

### 2. 薬事法に関する調査状況について

- ノバルティスファーマ社のディオバン錠の問題については、現在、調査を行っているところである。
- 個別企業の調査に関することであり、調査の進捗状況についてはお示しすることは差し控えたいが、調査の結果、薬事法違反の事実が判明した場合には、厳正に対処していきたい。

（医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

### 3. 中医協での検討状況について

- 本年10月9日に中医協総会、10月16日に中医協薬価専門部会において本事案について報告。本事案については薬価専門部会で議論・検討を行うこととなった。

（保険局医療課）

平成25年11月22日(金) 文部科学省高等教育局医学教育課

## ノバルティス社関連の研究論文に関わった滋賀医科大学教員(医師)数

○ノバルティス社関連の研究論文に関わった滋賀医科大学教員(医師) 3人  
うち、ノバルティス社が利害関係者となりえる医師数 0人



平成 25 年 11 月 26 日  
調査及び立法考査局  
社会労働調査室・課

## サンシャイン条項について

2010年3月に米国で成立した「患者の保護及び購入可能な医療の提供に関する法律」(いわゆるオバマケア法、以下「法」)に、医薬品、医療機器、バイオ製品または医療用品の製造業者が、医師または大学病院に対して行った支払いまたはその他の価値の移転(以下「支払い等」)を、保健福祉省長官に報告することを義務付ける規定がある(法第6002条(42 USC 1320-a-7h))。企業と医師、大学病院の金銭的な関係を明確にし、研究、教育及び医学的な意思決定への不適切な影響や、患者に不利益を与え得る利益相反を阻止することなどを目的としている<sup>iii</sup>。この規定は通称「サンシャイン条項」と呼ばれている。

法は、初回(2012年分)の報告を2013年3月31日に、翌年以降は各暦年90日目に報告することを規定しているが、関連規則の制定が遅れ、初回は、2013年8月から12月までの分について、2014年3月31日までに報告することとされた<sup>iv</sup>。

### ■報告内容

報告内容は、受領者の氏名、受領者の事業所の住所(医師の場合は、専門と識別番号(NPI)も)、支払い等の金額、支払い等の日付、支払い等の内容(現金または現金相当のもの、現物給付、株式、ストックオプション、その他あらゆる所有権、配当、利益、その他投資利益、保健福祉省長官が定めるその他あらゆる形態の支払いまたは価値の移転)、支払い等の性質(後述:「報告対象」)などである。報告は保健福祉省長官が要求する電子書式にて行う。

### ■報告対象

報告対象となる支払い等には、コンサルタント料、コンサルタント以外のサービスへの報酬、謝礼、物品提供、娯楽、食事、旅費、教育に対する拠出、研究に対する拠出、慈善的寄付、特許料またはライセンス料、所有権または投資による利益、医学教育プログラムの教員または講師に対する報酬、助成金、その他あらゆる性質の支払いまたは価値の移転が挙げられている。医師(またはその近親者)による製薬企業等の株式等の所有権または投資による利益についても報告しなければならない。ただし、10ドル未満の価値の移転については、総額が年間100ドルを超えなければ、報告の対象から除外される<sup>v</sup>。

### ■罰則

報告漏れは1件あたり1千ドル以上1万ドル以下の民事制裁金を科せられる。各年の報告について科せられる民事制裁金の総額の上限は15万ドルである。故意に報告を怠った場合の民事制裁金は、1件あたり1万ドル以上10万ドル以下であり、総額の上限は100万ドルである。

### ■情報の公開

保健福祉省長官は、インターネット上で報告の内容を公開する。情報公開を行うウェブサイトは検索が可能で、容易に集計やダウンロードができる情報や、業界と医師の関係に関する背景情報などを掲載するとしている。初回の公表は2014年9月30日までに行われる予定である<sup>vi</sup>。

## 参考

花輪正明(日本製薬工業協会医薬品評価委員会)「『企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン』について」平成24年2月28日(旭川医科大学ウェブサイト) pp.11-17.  
[http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/Hanawa/20120228\\_Hanawa.pdf](http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/Hanawa/20120228_Hanawa.pdf)

担当：社会労働課 近藤 倫子

- 
- i The Patient Protection and Affordable Care Act, Pub. L. 111-148, 124 Stat. 119.
  - ii 医師、整骨医、歯科医、足専門医、検眼士、カイロプラクター(USC 42 1395x(r))
  - iii Open Payments Fact Sheet for Physicians, Center for Medicare & Medicaid Services, 2013.5.  
<http://www.cms.gov/Regulations-and-Guidance/Legislation/National-Physician-Payment-Transparency-Program/Downloads/Open-Payments-Fact-Sheet-for-Physicians-%5BMay-2013%5D.pdf>
  - iv Part II Department of Health and Human Services, Federal Register, vol.78, no.27, 2013.2.8. (42 CFR 403.904(2))  
<http://www.cms.gov/Regulations-and-Guidance/Legislation/National-Physician-Payment-Transparency-Program/Downloads/Affordable-Care-Act-Section-6002-Final-Rule.pdf>
  - v 配偶者、両親、子、兄弟姉妹、継父、継母、継子、継兄弟姉妹、義理の両親、義理の娘、義理の息子、義理の兄弟姉妹、祖父母、孫、祖父母の配偶者、孫の配偶者(42 CFR 403.902)
  - vi このほか、患者による使用を意図した非売品のサンプル、患者用の教材、機器の評価を目的とした90日以内の機器の貸与、値引き(リベート含む)等が報告対象から除外されている。
  - vii 前掲注 iii

# 風速計

公的年金による円売り・株

買いへの期待が冷めやらな

い。政府の有

識者会議は20

日、国内債券

## 年金の株買い 厚労省冷ややか

務めた東大の伊藤隆敏教授は、22日のテレビ東京の番組で、具体的な数字を私案として示した。市場関係者が驚いたのは、

「120兆円を運用す

るGPIFが本当に実行す

れば、円安・株高基調はこれか

ら数年続く」（国内証券）と

の期待が市場関係者の間で高

まりつつある。

ただGPIFを管轄し、

積極運用に慎重な厚生労働省

は冷めている。「会議が終わ

ったら、実行するのはこっち

だ。こちらの専門家が検討し

ていく」（幹部）。伊藤氏と

厚労省には浅からぬ因縁があ

る。伊藤氏は2008年にも

今回と同じような提言を政府

内でまとめたものの、厚労省

が抵抗し、すべて棚上げにな

った。市場関係者の期待が膨

らみすぎると、再び空騒ぎで

終わる可能性はある。(R)

そのあまりにも具体的な中身

は、1〜2年後に国内債券(現

在60%)を55%に、国内株式

(12%)、外国債券(12%)、

外国株式(12%)をそれぞれ

の運用見直しを提言した。具

体的な資産構成割合は盛り込

まれなかったものの、座長を

たがGPIFを管轄し、

積極運用に慎重な厚生労働省

は冷めている。「会議が終わ

ったら、実行するのはこっち

だ。こちらの専門家が検討し

ていく」（幹部）。伊藤氏と

厚労省には浅からぬ因縁があ

る。伊藤氏は2008年にも

「平成25年11月 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の  
高度化等に関する有識者会議 報告書」より抜粋

(参考1)

公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議  
メンバー名簿

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| ◎ 伊藤 隆敏 | 東京大学大学院経済学研究科教授 兼 東京大学公共政策大学院院長 |
| 菅野 雅明   | JP モルガン証券株式会社チーフエコノミスト          |
| 熊谷 亮丸   | 大和総研チーフエコノミスト                   |
| 佐久間 総一郎 | 経団連経済法規委員会企画部会長(新日鐵住金株式会社常務取締役) |
| 菅家 功    | 日本労働組合総連合会前副事務局長                |
| 堀江 貞之   | 野村総合研究所上席研究員                    |
| 米澤 康博   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授             |

◎座長  
(五十音順)

平成25年11月26日  
厚生労働省保険局調査課

	人口1人あたり国民医療費(千円)	国民医療費(億円)	総人口(千人)
全国	301.9	385,850	127,799
長野県	287.2	6,153	2,142
全国に対する比率(%)	-4.9		

全国の人口1人あたり国民医療費が長野県の値であった場合の国民医療費(推計値)(億円)  
(287.2(千円) × 127,799(千人))

367,039

出典 平成23年度国民医療費より長妻昭議員事務所の求めに応じて作成

### 都道府県別65歳以上人口比率 (%)

全国	24.1
北海道	26.0
青森県	27.0
岩手県	27.9
宮城県	22.9
秋田県	30.7
山形県	28.3
福島県	26.1
茨城県	23.8
栃木県	23.2
群馬県	24.9
埼玉県	22.0
千葉県	23.2
東京都	21.3
神奈川県	21.5
新潟県	27.2
富山県	27.6
石川県	25.0
福井県	26.0
山梨県	25.6
長野県	27.4
岐阜県	25.2
静岡県	24.9
愛知県	21.4
三重県	25.3
滋賀県	21.6
京都府	24.7
大阪府	23.7
兵庫県	24.3
奈良県	25.5
和歌山県	28.4
鳥取県	27.2
島根県	30.0
岡山県	26.2
広島県	25.3
山口県	29.2
徳島県	28.0
香川県	27.1
愛媛県	27.8
高知県	30.1
福岡県	23.3
佐賀県	25.3
長崎県	27.0
熊本県	26.5
大分県	27.6
宮崎県	26.7
鹿児島県	27.0
沖縄県	17.7

出典 総務省人口推計(平成24年10月1日現在)

平成25年11月26日  
厚生労働省保険局調査課

### 国家公務員における事務補助職員の勤務時間別の人数と割合

	人数 (割合)
フルタイム	8,411人 (38.3%)
3/4時間未満※	13,568人 (61.7%)

出典：一般職国家公務員在職状況統計表（平成25年7月1日現在）

※ 週38時間45分の3/4時間（概ね週29時間）未満の非常勤職員

平成25年11月26日  
財務省主計局給与共済課

### 財務本省の事務補助職員について

平成25年7月時点

	財務本省 人数(割合)
事務補助職員	78人
国家公務員共済組合	2人 (3%)
その他	76人 (97%)